

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準において、「視覚障害者誘導用ブロック又は誘導マット等」の規定の特例	都道府県	島根県
		提案事項管理番号	1010010
提案主体名	トーワ株式会社		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（第4条） 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>「視覚障害者誘導用ブロック又は誘導マット等」の記述、若しくは、その他の方法としての「誘導マット等」の記述（若しくは事例として掲載）をすることで選択肢が増え、建物内部においてユニバーサルデザインを重視した誘導路の整備が実現できると共に、誘導ブロックでの車椅子や高齢者等による「つまづきの原因、通行の支障」が解消できる。</p> <p>以上のことから、建物内部でのバリアフリー化促進の為、関係法令の整備を求める。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の1. 2.（4）並びに2-13H. 1には視覚障害者への案内として視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を行うとある。</p> <p>この「視覚障害者誘導用ブロック等」の「等」について現状の法令では定義が無い為、JIS規格の誘導ブロック（線状ブロック、点状ブロック）以外は認められていないと認識されている。2-13H. 1の一部に施設の用途では手すり音声を用いた代替するとあるが、それ以外の誘導装置については言及されていない。また視覚障害者誘導用ブロック等以外の方法として、2-13I. 1に記載されているが、音声装置の説明しか記載されておらず「以外の方法」としては音声装置しかないという誤解を与えている。</p> <p>以上により誘導ブロック以外の方法としての誘導マット等の導入が阻害されている。2-13H. 1に記述のある通り、視覚障害者用誘導ブロックは、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合があり、施設の用途によっては、視覚障害者用誘導ブロックに限定しない施設整備が求められる場合もある。</p> <p>視覚障害者だけでなく、車いす使用者や高齢者等に対しても配慮することがバリアフリーであり、例えば、凹凸の無い誘導マットが普及することにより、今まで誘導路（誘導ブロック）を導入できなかった屋内部分への整備を促進し、安全に視覚障害者の誘導が出来るとともに、「つまづきの原因、通行の支障」を解消し、すべての人にやさしいまちづくりへの貢献が出来る。</p>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	臨海防災建築の高さ制限の緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1019020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	建築基準法第 56 条、第 56 条の 2

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>敷地内に一定の空地や、制限内と同程度の天空率を確保することが困難な地域（例えば臨海部の住宅密集地）において、地域の避難場、安全・安心の場所となると認められる建築物（臨海防災建築。津波想定高以上の高層建築物で高床式のを想定。）については、例えば、天空率を確保せずとも制限の緩和ができるように建築基準法施行令に条項を加えたり、斜線制限等の適用を除外していただき、建設が可能となるようにしていただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p><b>【背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法により、建物の高さが低く抑えられているため、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」では多くの尊い命が失われた。</li> <li>・ 臨海部は津波の危険性が高いとして、内陸部に移転するような取組が報道されているが、開発許可等の問題でスピード感に欠けるように思われる。</li> <li>・ 津波の危険性がない内陸部に移転することで災害を回避するのではなく、臨海部に避難できる高層階の建築物を建築することで、津波等の災害から身を守る、という提案。</li> </ul> <p><b>【問題意識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波等による災害から身を守るためには、津波想定高以上の建築物等に避難することが有効。</li> <li>・ 津波等の危険がある臨海部の特徴としては、平地が少ない故に土地不足の状態となり、狭い土地に漁農業に従事する住民の多くが住み、住宅が密集している傾向がある。</li> <li>・ 空地を設けたり、天空率を確保することで、建築基準法における高さ制限（斜線制限等）をクリアし、建築物を建設するためには、相応の広さの土地が必要であり、土地が不足し住宅が密集している臨海部では、結局は建築できないことが有り得るものと思われる。</li> </ul> <p><b>【実施内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本提案の実現により、弱者、住民を助け、地震・津波・土石流等災害時の地域の避難場、安全・安心の場所となる、臨海防災建築の建設が可能となる。</li> <li>・ 臨海防災建築は、平時は漁農協の市場等に利用。津波時、低層は流される事もある。上層は老人ホームや漁農業関係者等の住宅に利用（安全階）し、職住近接にも寄与する。</li> </ul>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120030	プロジェクト名	防災物流特区	
要望事項 (事項名)	内陸型防災物流センターの立地を 目的とした開発許可基準の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1043011	
提案主体名	オリックス不動産株式会社			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	都市計画法第 29 条、第 34 条

<b>求める措置の具体的内容</b>
一定の条件を満たした防災機能を有する賃貸型物流センターを建設する目的で行う開発行為について、開発許可の対象とする。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
特に3大都市圏において、老朽化し非効率な物流倉庫から、最新型の物流施設への移行ニーズが高まっているが、内陸部の市街化区域では物流倉庫に適した土地は枯渇しており、新規立地も湾岸部に集中している現状がある。一方、内閣府の報告にもあるとおり、南海トラフ地震による超大規模災害のリスクが年々高まっており、現状のまま放置すれば、大規模な津波や老朽化倉庫の倒壊・火災により、救助・救援・復旧・復興のための物流機能が麻痺し、被害を増大させる可能性が高い。一方、市街化調整区域において、行政や住民がそういった施設を誘致すべく開発事業を行う場合、多大な費用を要するため、SPC等を用いた賃貸スキームによる民間資金の活用が不可欠であるが、市街化調整区域での倉庫開発は自己業務用に限定される場合が多く、賃貸倉庫開発の仕組みが十分整っていないため、民間開発事業者としても事業計画を立てることが困難である。よって、一定の条件を満たす物流倉庫を建設する目的で行う開発行為においては、開発許可の対象とし、地域全体の安全・安心に寄与する施設整備を推進したい。

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	県管理ダムにおいて新規に小水力 発電を行う場合の要件の緩和	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1016120
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	<p>[ダム全体計画]</p> <p>河川法 第79条第1項 河川法施行令 第45条第2号 建設省河総発第138号 建設省河川局長通知(昭和51年4月12日) 建設省河開発第57号 建設省河川局開発課長通知(昭和51年5月21日)</p> <p>[費用負担]</p> <p>河川法 第66条 特定多目的ダム法 第7条、第33条 国水総第484号 国土交通省水管理・国土保全局長通知(平成24年3月15日)</p> <p>[水道事業補助要綱]</p> <p>厚生省生衛第877号厚生事務次官通知(昭和64年5月20日)</p> <p>[発電事業者許可申請]</p> <p>電気事業法 第3条、第4条、第5条</p>

### 求める措置の具体的内容

- ①発電目的を有しないダムで新たに発電を行う場合に、必要となるダム全体計画の変更に係る事務を簡素化(認可から届出に変更、必要書類の軽減)する。
- ②発電事業者に対し特定多目的ダム法に準じた負担費用(『ダム建設費』、『ダム維持管理費』)を求めず、各事業者間の協議により費用を減額できるようにする。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

県管理ダムが包蔵する未利用の水力エネルギーについて、民間事業者の新規参入を容易にすることにより、民間ノウハウの活用と自然エネルギーの普及拡大、税収の増加を図る。

#### 【提案理由】

長野県は現在16ダムを管理しており、このうち11ダムは発電を行っていない。ダムには未利用の河川水が常時流下しており、水力発電は水を消費しないため、この活用が可能である。また、ダムは水を貯めていることから大きな落差があり、既設の放流管など発電環境が整っていることから、その活用が期待されている。

既設ダムに新たに発電施設を設置する場合、ダム全体計画を変更する必要があるが、

現行制度では国の認可を得るために膨大な資料作成を要し、また、時間もかかるため、事務の簡素化（届出制に変更、必要書類の軽減）を提案するものである。

また、既設ダムに発電事業者が新規参入する際、特定多目的ダム法の規定に準じて算出されるダム建設費、ダム維持管理費の一部を発電事業者が負担することとしている。このため、小水力発電の規模では、電気事業としての経営が成り立たないおそれがあり、新規の参入を妨げている要因になっている。

上記の費用負担について、各事業者間の協議により、減額できるようにすることを提案するものである。

上記の措置（事務の簡素化、発電事業者の負担軽減）により、既設ダムにおける発電事業（民間事業者）の新規参入促進の効果が期待される。

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	都市公園における設置可能施設の 拡充	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1016130	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	都市公園法第2条第2項、第6条第1項、第7条各号 都市公園法施行令第5条、第12条 都市公園法施行規則第1条、第1条の2、第5条の2、第5条の3、第6条、第7条 社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編 第1章イ-1 2-(1)、3 (1)

求める措置の具体的内容
<p>都市公園において</p> <p>①公園管理者の裁量で公園施設以外の施設（社会福祉施設等）の占用を認められるようにする。</p> <p>②公園管理者自らが公園施設以外の施設（社会福祉施設等）を設置できるようにし、かつ、公園施設以外の施設についても補助の対象とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>都市公園内に、こどもの保育や老人福祉に係る機能に特化した施設（児童館、保育所、介護老人福祉施設等）を設置し、都市公園の有効活用、維持管理の効率化を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <p>今後、少子・高齢化社会を迎えるにあたり、児童館、保育所、介護老人福祉施設等の拡充を図る必要がある。</p> <p>これらの施設の拡充を図る際、公共スペース、防災、運動・レクリエーション等都市公園が有する機能を有活用することにより、限られた用地の高度利用、防災上の弱者対策、子育て支援、世代間交流等を進めることができる。</p> <p>また、都市公園の利用増進、社会福祉施設管理者との協働による維持管理の効率化といった公園管理者としてのメリットも期待できる。</p> <p>しかし、現行制度では、都市公園における社会福祉施設等の占用が認められていないため、公園管理者の裁量により許可できるようにすることを提案するものである。</p> <p>また、公園管理者自らが社会福祉施設等の機能を持つ施設を設置できるようにし、補助の対象にすることも併せて提案するものである。</p> <p>なお、都市公園に社会福祉施設等を設置することにより、本来、不特定多数の者の用に供すべき都市公園が独占的に利用されることが懸念されるが、公園管理者（自治体）が社会福祉施策に重点的に取り組んでいることを前提とし、かつ、一定規模以上の公園を対象にこれらの施設の設置を認めることで、問題は解消されると思われる。</p>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	通訳案内士以外の有償ガイドに係る規制の緩和	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1016090	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	通訳案内士法第36条

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>特定地域の自然、文化など専門性の高い分野や体験型のアクティビティーについて、通訳案内士以外の有償ガイドにより通訳案内が可能となるよう、規制を緩和して頂きたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>有償にて通訳案内をするためには、通訳案内士試験に合格し登録しなければならないが、試験では、語学力のほか、地理・歴史・経済などの一般常識が求められている。</p> <p>特定の専門分野（例：バードウォッチングや史跡案内）では、一定レベルの専門知識が必要であり、本県に多い体験型のアクティビティー（例：登山、トレッキング）では、即時性が求められていることから、その分野の専門家でない通訳案内士による案内には限界がある。</p> <p>専門性の高い分野やアクティビティーについては、その分野に限り通訳案内ができる有償ガイド制度を創設し、外国人旅行者のニーズに対応するとともに、サービスの満足度を高め、外国人旅行者の増大を図る。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>今年6月の「日本再興戦略」では、訪日外国人を2030年で3,000万人超にすることを目標としているが、現在、全国の通訳案内士は16,779名、そのうち本県では90名と明らかに不足している。本県では、外国人登山者が増加しており、安全登山のためには山岳ガイドによる通訳案内業務が求められている。</p> <p><b>【代替措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・語学力試験は、語学検定試験の合格証明書等の確認（英語検定2級、TOEIC 650程度など）をもって替える。</li> <li>・専門知識の能力については、案内の対象となる施設や特定活動の事業者から通訳案内計画を提出させ、案内の範囲や水準などを審査する。</li> </ul>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自家用有償旅客輸送（過疎地有償 運送）の実施主体要件の緩和	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	道路運送法第 78 条 道路運送法施行規則第 48 条～第 52 条

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>自家用有償旅客輸送の実施主体について、現行規制においては、認可地縁団体、農業協同組合、商工会議所及びNPO法人等に限定されている。</p> <p>宿泊施設等を経営する法人が、当該施設の利用者を対象として実施する送迎サービスに用いるバス車両等（以下「送迎バス」という。）を活用して、交通空白地域において地域住民を有償輸送する行為を、道路運送法第 78 条第 2 号による自家用有償旅客輸送（過疎地有償運送）の対象とされたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>宿泊施設等の送迎バスに地域住民が金銭を支払って乗車したり、送迎バスに地域住民を乗車させるために市町村等が負担金・補助金等を交付すれば、当該輸送行為は、道路運送法上の有償旅客運送に該当することから、現行規制の下では、無償で乗車する場合に限って地域住民による送迎バスの利用が認められている。</p> <p>この規制を緩和して、地域における既存の交通資源であるところの送迎バスを活用した自家用有償旅客輸送を可能とすることで、交通空白地域における効率的な移動手段の確保を実現する。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>長野県は中山間地域などが多く、これら中山間地域は、いわゆる交通空白地域となっていることから、地域住民の日常生活に必要な交通の確保が強く求められている。</p> <p>一方で、多くの山岳観光地や温泉などを有する長野県においては、中山間地域に多数の宿泊施設等が存在し、当該施設の利用者を対象とした送迎サービスが実施されていることから、これら送迎バスによる自家用有償旅客輸送を可能とすれば、交通空白地域における貴重な交通手段が確保される。</p> <p><b>【代替措置】</b></p> <p>運営協議会において協議が整ったものを対象とすることはもとより、運転手要件、運行管理体制、旅客等の生命・身体又は財産の損害を賠償するために講じておく措置など総ての点において、自家用有償旅客輸送に関する規定を適用することにより、現行の実施主体と同等の安全確保が図られることから、何ら安全面等での懸念は生じない。</p>



## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120080	プロジェクト名	国際自動車トレード特区	
要望事項 (事項名)	特定経路における仮ナンバープレート の取り付け免除	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1018010	
提案主体名	豊橋市、蒲郡市、愛知県、(株)上組 豊川支店、神野臨海(株)、鈴木(株) 豊橋支店、総合埠頭(株)、日本通運(株) 蒲郡支店、フジトランスコーポレーション(株)豊橋支店、スズキ(株)、三菱自動車工業(株) 等			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	道路運送車両法第36条の2 道路運送車両法施行規則第26条の6

求める措置の具体的内容	<p>三河港埠頭内及び埠頭の近隣に設置されている施設までの特定経路において、代替措置を講じたうえで、仮ナンバー取り付けを免除された車両の回送運行をおこなう。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>【実施内容】</b> 自動車運送船から陸揚げした自動車の整備工場等への回送又は自動車を自動車運送船に積み込むための回送をおこなう際に、代替措置を講じたうえで、仮ナンバーの取り付けを免除する。</p> <p><b>【代替措置】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①回送経路を特定。</li> <li>②回送車は隊列を組んで走行。</li> <li>③回送車の隊列の最後部に、足車が随走。</li> <li>④他の通行車両の運転者等へのメッセージとして、足車の後面に、「この車両の前方に番号標の無い車が走行中」の旨を表示。</li> <li>⑤道路を横断するだけの回送運行については、交通誘導員を配置し、一般車両の通行を妨げないよう配慮したうえで横断する場合に限り、②から④の代替措置を省略できる。</li> </ol> <p><b>【提案理由】</b> 仮ナンバーは、装着時に車両を傷つけるリスクがあり、取り付け作業には細心の注意を払う必要があることから、回送運行の作業効率を落とす要因となっている。この作業が免除されることで、作業効率化、コスト削減及び車両損傷リスクの回避が図られる。世界有数の自動車港湾である三河港は、回送運行台数が非常に多いことから、本特例措置により大幅な作業短縮が見込まれ、結果として港湾全体の物流機能の向上と強化につながる。</p>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120090	プロジェクト名	国際自動車トレード特区	
要望事項 (事項名)	自動車予備検査証の有効期限の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1018020	
提案主体名	豊橋市、三河港臨海部に新車整備施設を有する企業（フォルクスワーゲングループジャパン(株)等）			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	道路運送車両法第 71 条の 3 道路運送車両法施行規則第 42 条

<b>求める措置の具体的内容</b>
輸入自動車特別取扱制度（PHP）で認証された輸入自動車に対して発行された自動車予備検査証の有効期限を緩和（延長）する。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p><b>【実施内容】</b> 三河港の臨海部に新車整備施設（PDI センター）を有し、当該地区を管轄する地方自治体が認めたインポーターについて、豊橋車検場が交付する自動車予備検査証の有効期限を緩和（延長）する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 三河港における新たな自動車メーカーの参入や輸入自動車の増加に伴い、自動車予備検査を要する台数が増大。 一方、購入者が決定しない状況で予備検査を実施する事から、有効期限を超え、再検査が必要となるリスクが発生。 この事により、特に繁忙期における予備検査の頻度が増える事が予想される。 年間通じて、予備検査頻度の出来る限り平準化を図り、予備検査待ち状況を減らすため、有効期限 3 カ月の延長を行いたい。</p>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ご当地ナンバー封印取付け委託に係る規制の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1038010	
提案主体名	杉並区役所			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	道路運送車両法第11条 同28条の3

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>封印取付け委託について、変更登録又は移転登録等によらない任意のご当地ナンバーへの変更について、自動車の販売を業とするもの（中古車の販売含む）が販売する自動車以外の自動車について、ご当地ナンバーの封印が可能となるよう規制を緩和していただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>(現状)</p> <p>杉並区では、平成26年度中に自動車のいわゆるご当地ナンバーの導入が決定している。</p> <p>現在のナンバー（練馬ナンバー）は、継続して使用可能であるが、希望者は任意で変更することが可能な制度となっている。</p> <p>しかし、ナンバーの付替えには再封印が必要で、原則、陸運支局への車両の持ち込みが必要*であるため、ユーザーへの負担が大きく、普及（付替え）の障害となっている。 *行政書士による封印代行を除く。</p> <p>(提案の内容)</p> <p>現在も、新車・中古車の販売時等において、国土交通省の認定を受けた「封印取付け委託者」によって封印の代行が行われているが、ご当地ナンバーの任意の付替えについても指定を受けた自動車ディーラー等で行うことができるようにする。</p> <p>(期待される効果)</p> <p>車両を陸運局に持込むことなく自動車ディーラー等でご当地ナンバーの付替えが可能となれば、利用者の利便性の向上と、付替えがより容易になることで普及率の向上が期待できる。新ナンバー（ご当地ナンバー）の普及拡大は、その導入目的である地域振興、観光振興に寄与するものである。</p>

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120110	プロジェクト名	長野県松本地区特定区域飛行特区	
要望事項 (事項名)	超軽量動力機（一人乗りヘリコプ タ GEN H-4）に係る規制緩和 (機体の許可期間延長について)	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1030010	
提案主体名	GEN コーポレーション、松本市			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空法第11条第1項</li> <li>・超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について</li> </ul>

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>一人乗りヘリコプタ GEN H-4 は、航空法第11条第1項の規定により「第1段階の飛行」の許可を受けているが、許可期間は1ヶ月であり毎月更新手続きが発生する。</p> <p>許可期間1ヶ月では期間が短すぎ、更新手続きの負担が重いことから、許可期間を通常の耐空証明と同様1年に延長を要望。</p> <p>なお安全性担保のため、実際の運航に際しては常に事前点検を行い異常の無いことを確認後運航。飛行時間と整備記録部品交換等の報告も隔月行うこととする。</p> <p>これにより、許可期間を延長しても、実質的に現在と同等の安全性担保が可能。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>特区内において許可期間の延長を行うことにより、更新手続きの負担を軽減し、もって一人乗りヘリコプタの普及を促進し、新規産業創出、地域活性化の効果が期待できる。</p> <p>提案の背景・将来展望：</p> <p>一人乗りヘリコプタ GEN が普及すれば、災害支援用移動手段として、道路閉鎖や橋梁落下等の際、迅速な現状把握、孤立者の発見・通報が可能。医薬品等の緊急空輸にも従事可能。具体的な実現要件は、多数の操縦士と相当数の機体であり、操縦士の養成と各自治体・警察・消防への機体配備が期待される。</p> <p>災害時、社会的に迅速なサービスの緊急配備が要請される中、本超小型ヘリコプタの利用は、費用対効果の面でも要望を満たし、実践的な効果が期待される。</p> <p>国際的展望では、操縦士養成過程での機体使用で更なる機体改善を果たし、訓練データの蓄積と訓練メソッドの確立が可能。同時に整備要員も育成され、海外売込・海外訓練共に展開が可能。世界各地から既に引合いがある現状に鑑み、新たな輸出産業と経済効果の現実的創出が期待される。</p> <p>理想拠点としては、現在の開発地である松本地域は精密工業が根付いており、機体生産にも最適地である。歴史的にも松本は民間航空先駆の地でもあり、特区開設に地域の同意も得られ易い。</p> <p>現法では、機体・乗員・場所共に厳しい制約により有人機の自由な運行は非常に困難である。殊に場所の制約は申請・許可が必須の上、時に数メートル四方と規定され、更に</p>

離陸地点に着陸する事が条件とされている。

以上より、特区において本件含めて3件の規制緩和により、操縦士の養成、機体の改善並びに整備者の養育等について現状を改善したい。

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120120	プロジェクト名	長野県松本地区特定区域飛行特区	
要望事項 (事項名)	超軽量動力機（一人乗りヘリコプ タ GEN H-4）に係る規制緩和 (乗員の許可条件、要件の緩和に ついて)	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1030020	
提案主体名	GEN コーポレーション、松本市			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空法第28条第3項</li> <li>・ 超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可手続き等について</li> </ul>

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>一人乗りヘリコプタ GEN H-4 を操縦するためには、航空法第28条第3項の許可を受けることが必要である。</p> <p>現在、通達（超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について）において、空中にわずかに浮き上がる程度（高度3m）までの飛行は、「第一段階の飛行」に含まれ、許可を得なければ行えないところ、わずかに浮き上がる程度（1m以下）については、許可不要としていただきたい。</p> <p>また、同通達において、許可を受けられる者を17歳以上としているがこの年齢要件の緩和も要望する。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>一人乗りヘリコプタ GEN については、各地のイベントでトークイベント、展示等を行っているが、体験試乗をしてみたいという要望が多い。浮上しない状態で本機の操縦席に座ることは、現行法令でも可能であるが、わずかでも浮上することは許可を得た者以外には、認められていない。</p> <p>しかし、浮上を体験してもらうことは、本機の安全性・安定性を理解してもらうために必要不可欠と考えており、特区内において、航空法28条の許可を受けていない者に対し、体験試乗における、わずかな浮上（1m程度）が可能となるよう規制緩和を要望する。</p> <p>なお、本機の浮上能力は、標準的な成人男性1名が機体後部を掴むことにより、十分制御可能なものであり、安全性を担保するため、体験試乗の際には、成人男性1名が常に機体を掴み、機体を制御可能な状態に置くとともに、関係機関等からの安全上の指導に対しても従う所存である。</p> <p>近年、超小型モビリティと呼ばれる、従来なかった新しいカテゴリの乗り物が出現して、新たな産業が創出されているが、本機も従来なかったカテゴリであり、安全性担保はもちろん重要であるが、一律に規制するのではなく、個々の機体に即した規制緩和を要望する。</p>

また、上記とは別の観点であるが、航空法第28条第3項の許可を受けられる年齢は現在17歳以上となっているが、これを17歳以下に緩和していただきたい。

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120130	プロジェクト名	長野県松本地区特定区域飛行特区	
要望事項 (事項名)	超軽量動力機（一人乗りヘリコプ タ GEN H-4）に係る規制緩和 (離着陸の場所の緩和について)	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1030030	
提案主体名	GEN コーポレーション、松本市			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	航空法第79条

### 求める措置の具体的内容

一人乗りヘリコプタ GEN H-4 の離着陸は、現在、航空法第79条但し書きの許可により認められているが、その飛行空域は10m四方、高さ1.5m以下であり、その範囲内で前後進等ができるのみ。

飛行空域拡大のためには、ジャイロプレーンの基準が準用され、飛行時間50時間以上ないと申請できないが、本機はジャイロプレーンとは異なり、飛行時間が1回10分程度であり50時間は長すぎる。

より効果的に安全な操縦技術を身に着けるため、2点間の移動を含む、より広い空域での訓練が必要。従って飛行空域の拡大を要望。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

現実の社内テスト飛行は高さ1.5m グランドエフェクト(羽根の吹き降ろす風が地面に到達しその反力がヘリコプタに及ぶ距離)以下の高さでの前進、後進、旋回のみ飛行に限られ、初期に自己設定したテスト規定に拘束されて長い距離の飛行、複数点の周回飛行等訓練に必要な運用が出来ない状態で推移している。

特区内でより広い飛行空域が認められれば、一人乗りヘリコプタ GEN の性能改善と災害支援に供する目的でのパイロットの養成、訓練ノウハウの蓄積、国内で使用されることによる信用度アップ、海外進出に対し有利な展開が開け航空機輸出の先鞭がつけられる。

具体的な訓練空域は「新臨空工場団地」※を予定。

※松本市が造成中(80%完成)の新臨空工業団地は従来からの GEN Corp. 臨空テスト場に隣接する幅約350m延長約2Kmの工業団地用地であり現在はまだ工場建て屋は2棟のみ電線等は地下埋設で中央に道路を通した飛行に最適な条件を満たした場所。松本市としては工場群が立ち並ぶまでのしばらくの間無償にて GEN Corp, ヘリコプタのテストに供することを快諾し便宜を計って頂いている。



## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120140	プロジェクト名	次世代二次交通対策事業	
要望事項 (事項名)	電動式の乗合小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）の次世代二次交通対策事業	都道府県	石川県	
		提案事項管理番号	1042010	
提案主体名	輪島商工会議所			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省 警察庁
該当法令等	道路運送車両法第3条並びに道路運送車両法施行規則第2条 ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車への追加 道路運送車両法第41条 ・道路運送車両の保安基準の緩和 道路交通法施行令第22条第1項

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>電動式の小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）のナンバーを取得したい。</p> <p>当該車両は小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条の中における小型特殊自動車「ーイ」の分類として位置付けして頂きたい。ただし、</p> <p>①乗車定員について、当該車両は5人乗りに緩和して頂きたい。</p> <p>②車枠について、高齢者等が簡易に乗り降りできる構造が必要なため緩和して頂きたい。</p> <p>③計器類の設置について、当該車両は走行速度を時速15km以上出ないように設定することが出来るため、緩和をして頂きたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>電動式の小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）が公道を走ることができるよう、「小型特殊自動車」としてナンバーの取得を行いたい。</p> <p>現状、当該車両（別添「事業内容書」別紙1参照）は道路運送車両法第3条においてどの分類にも属していないが、小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条の中における小型特殊自動車「ーイ」の分類で国土交通大臣の指定する構造を有する自動車として位置づけ、ナンバーの取得を行いたい。また、以下の3点について規制緩和を要望する。</p> <p>①小型特殊自動車の乗車定員については、道路交通法施行令第22条において、1名ないし2名と定まっているが、当該車両は5人乗りであり、その設備がなされている事、また走行スピードを時速15km以上出ないように設定することが出来ること、今後の輪島市での走行ルートは山道ではなく平地のみの走行であることから安全性は保たれて</p>

いると考えており、規制緩和を要望する。(実際の走行速度は時速10km以下)

②道路運送車両法第3章道路運送車両の保安基準について、第41条第7号の車枠については、高齢者等の交通弱者が簡易に乗り降りできる構造が必要であることや走行ルートには起伏もなく平地が多く、乗車時間も短い事、スピードを出さない事から車枠の規則の免除を要望する。

③車体についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制の緩和を要望する。特に、第41条第17号計器類の設置については、走行速度を時速15kmに設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要望する。

## 12 国土交通省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	120150	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	自動運転装置を搭載した鉄軌道が 地下走行区間を走行する場合の添 乗員の省略	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1049020	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	鉄道に関する技術上の基準を定める省令 第86条第2項 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準（平成 14年3月国鉄技第15号）

求める措置の具体的内容	自動運転方式で運行されているリニモについて、地下走行区間における添乗員の乗務の省略
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>リニモは、自動無人運転 AT0 方式により運行されているが、「藤が丘駅」から「はなみずき通駅」間の地下走行区間（隣接する駅間 1.4km のみ）においては、開業当初の運輸局からの指導により添乗員が乗務しており、人員配置上の負担となっている。</p> <p>そこで、平時より運転司令室から車両の状態を遠隔監視できる体制が確立されていること及び、異常事態発生時には直ちに係員が駆けつけることができる体制が確保されている場合は、最寄り駅での専従要員の待機をもって添乗員の乗務を省略できることとする。</p> <p>要望が認められれば、毎列車、2 駅間のみ添乗を繰り返している要員を他の業務に振り分けることができ、それにより、効率的な人材配置が可能となる。</p>